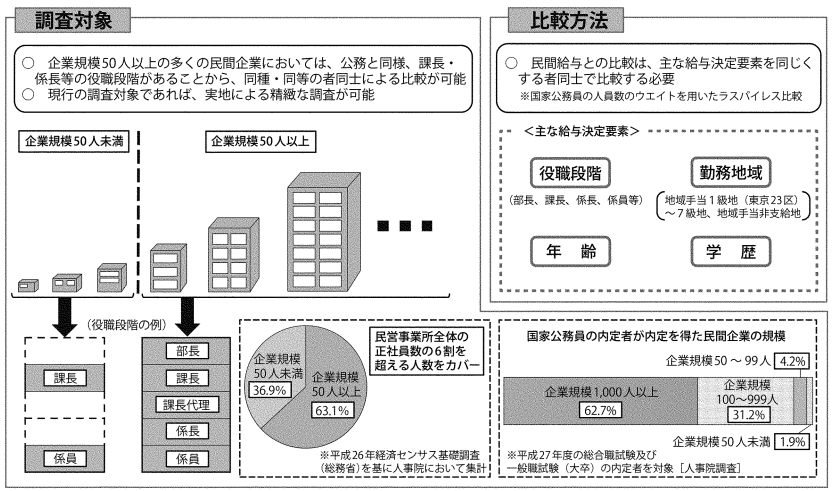
図3-1　民間給与との比較



⑶　民間給与との比較

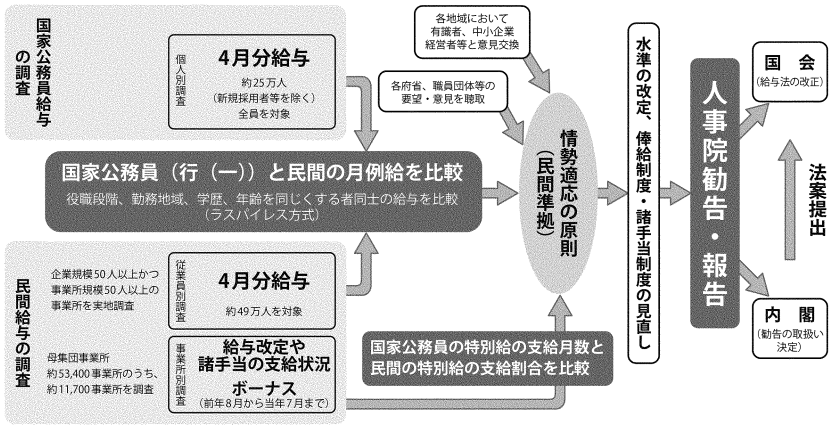
〔月例給の比較〕

毎年、「国家公務員給与等実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」を実施して公務と民間の４月分の給与を精確に把握し、前記のラスパイレス方式により精密に比較を行い、公務員と民間企業従業員の給与水準を均衡させること（民間準拠）を基本に勧告を行っている（図３－２）。

〔特別給の比較〕

特別給については、「職種別民間給与実態調査」により、前年８月から当年７月までの直近１年間の民間の特別給（ボーナス）の支給実績を精確に把握し、これに公務員の特別給（期末手当及び勤勉手当）の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っている。（図３－２）

図3-2　給与勧告の手順



２　平成28年の報告と勧告

平成28年８月８日、人事院は国会及び内閣に対して、一般職の職員の給与について報告及び勧告を行った。その内容は第１部第１章に掲げるとおりである。

３　公務員給与の実態調査

民間給与との比較のための基礎となる国家公務員の給与の状況を把握するため、毎年、各府省の協力を得て「国家公務員給与等実態調査」を実施している。

調査の概要は次のとおりである。

調査の対象：１月15日現在に在職する給与法、任期付研究員法、任期付職員法の適用を受ける職員（休職者、派遣職員（専ら派遣先の業務に従事する職員に限る。）、在外公館勤務者等を除く。）

調 査 項 目：俸給、諸手当の受給状況、年齢、学歴、採用試験の種類等

調査の集計：４月１日における給与等の状況を集計

平成28年国家公務員給与等実態調査結果の概要は、次のとおりである。

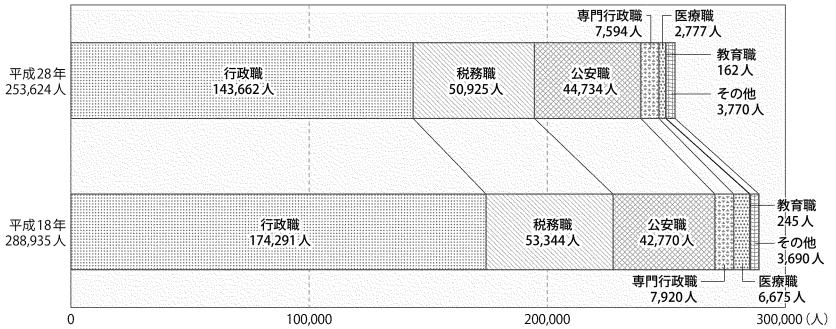
⑴　職員の構成

国家公務員の人数は、引き続く定員抑制措置などにより年々減少傾向にあり、10年前の平成18年と比べると約３万５千人減少している（図３－３）。

また、全職員の平均年齢は43.3歳であり、平成26年以降横ばいとなっている（図３－４）。

図3-3　職種別職員数

（国家公務員給与等実態調査）



（注）１　職員数は、給与法、任期付研究員法及び任期付職員法が適用される４月１日現在の在職者（新規採用者、再任用職員、休職者、派遣職員（専ら派遣先の業務に従事する職員に限る。）、在外公館勤務者等は含まない。）である（以下図3-4、表3-1及び表3-2において同じ。）。

２　行政職のうち、行政職俸給表（一）適用の在職者は、平成28年が140,786人（55.5%）、平成18年が168,722人（58.4%）である。

図3-4　平均年齢の推移

（国家公務員給与等実態調査）

（単位：歳）

